（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（投資信託等と貯金等との誤認防止）	（投資信託等と貯金等との誤認防止）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　前二項の場合において、組合又は連合会は、これらの規定による掲示の内容を当該組合又は連合会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	（新設）
一　その常時使用する職員の数が二十人以下である場合	
二　そのウェブサイトがない場合	
（委託契約書の案の記載事項）	（委託契約書の案の記載事項）
第五十条の五　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。	**第五十条の五**　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　特定信用事業代理業の内容の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項	八　特定信用事業代理業の内容の店頭掲示に関する事項
九　（略）	九　（略）
2　（略）	2　（略）
（標識の様式等）	（標識の様式）
第五十条の十　（略）	**第五十条の十**　（略）
2　特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。	（新設）
3　準用銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	
一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合	
二　そのウェブサイトがない場合	
三　その行う特定信用事業代理業が一の特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該特定信用事業代理業再委託者が、当該特定信用事業代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該特定信用事業代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。	
（貯金等との誤認防止）	（貯金等との誤認防止）
第五十条の十五　（略）	**第五十条の十五**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　第二項の場合において、特定信用事業代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第五十条の十第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。	（新設）